

(独)農畜産業振興機構
畜産業振興事業

牛飼いに なりませんか？

酪農経営を目指す方へ

公益社団法人中央畜産会

経営支援部(支援・調査)
〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9F
Tel.03-6206-0843

公益社団法人中央畜産会

我が国の酪農は、高齢化や担い手の不足等から離農が進み、乳用牛の飼養頭数も毎年減少するなど生産基盤が弱体化しています。

このような中で、酪農家の生産意欲を喚起・増進し、我が国の酪農生産基盤を維持・強化するとともに、地域の活性化を図るために、地域の担い手となる後継者や新規就農者などの確保の取り組みが進められています。

また、新たに農業を始めようとする意欲ある青年が、農業以外から畜産業への就農を夢見て農場研修生となり、新規就農している事例も増えています。

本マニュアルは、ご自分で酪農経営を始めたいとお考えの方、酪農の農場で働いてみたい方へ、牛飼いになるためのプロセス、具体的な就農までのステップ等を取りまとめました。

本マニュアルを活用いただき、酪農経営者への夢を実現していただければ幸いです。

平成28年3月

公益社団法人中央畜産会

牛飼いになりませんか？



「酪農とは？」

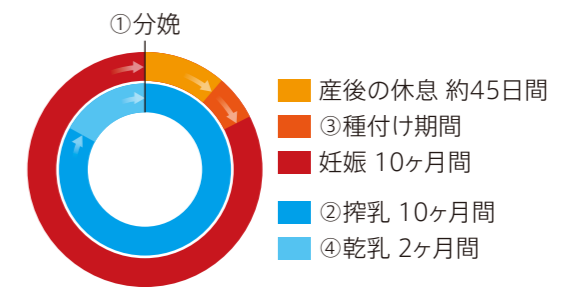
牛を飼って、乳を搾る仕事。

主に牛を飼育し、牛乳やチーズ、バターなどの原料の生乳を生産する畜産業を「酪農(らくのう)」といいます(殺菌前の牛乳を生乳といいます)。

現在、日本には酪農経営が17,700戸。そこで137万頭の乳牛が飼われていて、年間733万tの生乳が生産されています。

牛乳を作るためには、①母牛に子牛を産ませ、②約10ヶ月間乳を搾り、③その間に次の子牛を妊娠させ、④出産2ヶ月前から出産に備えて絞るのを止める(乾乳:かんにゅう)の繰り返しです。

母牛は、10ヶ月間で約8,100kgの乳を生み出します。



この資料では、酪農経営への新規就農・就業を検討されている方に、就農までのスキーム(手続き・段取り・収支見込・就農後のワークライフバランス)を具体的にとりまとめました。

ご自分で酪農を始めたいとお考えの方、酪農の農場で働いてみたい方。
この冊子で酪農を感じて下さい。農場でお待ちしています。

はじめに	1
第1章 酪農家の心構え	
① 基本は、健康で、目標の実現に向けて 前向きに取り組む性格と継続できる者が求められます	6
② 地域社会と前向きにコミュニケーションをとることで、 円滑な就農と経営の発展につながります	6
③ 新しいことにチャレンジし、学ぶ意欲と情報収集への意欲、 積極的な行動力が経営発展のエンジンです	6
第2章 牛飼いになるためのプロセス	
① まずは情報収集	8
② 牧場で酪農を体験	9
③ あなたならどの牛飼いを目指しますか？	10
第3章 “自営就農”までのステップ	11
① どんな酪農を経営しますか？＝就農イメージを作る	12
② 就農相談を通じて受入れ先を探しましょう	13
③ 受入れ先＝就農地を決定しましょう	15
④ 就農研修が始まります	16
⑤ 経営資産の取得方法の検討をしましょう	20
⑥ 青年等就農計画を作成し「認定新規就農者」になりましょう	22
⑦ 資金調達をしましょう	23

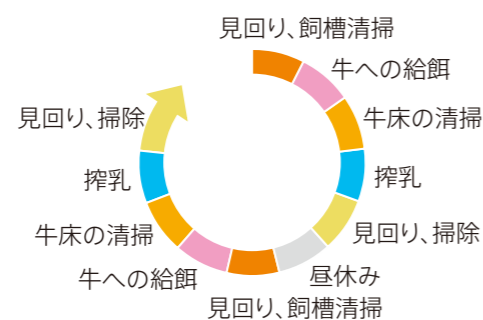
第4章 農地、牛、施設、住宅の取得方法	26
第5章 良い酪農家を目指して	
① 将来どのような生活設計・経営スタイルを目指しますか？	28
② 良い酪農家に共通する特徴	29
第6章 経営シミュレーション	
① 就農パターンごとの必要額	33
第7章 研修牧場・新規就農者〈事例〉	
① 研修牧場など	38
② 新規就農者の状況	40
第8章 就農後に関係機関、地域と上手に付き合うために	
① 相談窓口	41
② 関係機関	41
③ 耕種農家	41
④ 住民	41

第1章 酪農家の心構え

① 基本は、健康で、目標の実現に向けて前向きに取り組む性格と継続できる者が求められます

- 酪農経営は、搾乳など毎日作業を欠かすことができないため、家族の理解が大切です。
- 妻帯者やパートナーが居る場合は、お互いに支え合う気持ちが成功の秘訣です。
- 就農する年齢は、投資資金を無理なく回収する期間を確保できる、概ね40代以下が目安です。

[参考]酪農経営の1日(例)



※1日の労働時間を表すものではありません。
※なお、休日の確保のため、作業を代行する酪農ヘルパー制度が用意されています。

② 地域社会と前向きにコミュニケーションをとることで、円滑な就農と経営の発展につながります

- 農村社会は、地域のつながり(慣習)、助け合いを大切にしており、冠婚葬祭、諸行事、会合などへの参加は経営者の重要な仕事です。
- 酪農の経験がなくても、研修や実践教育で知識、技術、経営手法などを学ぶことができます。
- その際は、就農支援に協力している方々への敬意を払いつつ、夢の実現に向けて一步一步進んでください。

③ 新しいことにチャレンジし、学ぶ意欲と情報収集への意欲、積極的な行動力が経営発展のエンジンです

- 就農後も酪農家同士の情報交換や先進的な取組を積極的に学ぶ姿勢が儲かる経営者に共通している特徴です。

- 酪農経営は、乳を搾る牛(搾乳牛:さくにゅうぎゅう)の頭数によって牛舎の構造が異なります。乳牛を同じ場所につないで飼育する「つなぎ牛舎」。乳牛の頭数が多くなると、「フリーストール」「フリーバーン」と呼ばれる、柵で囲って放し飼いする方法がとられます。
- 牛舎での「見回り/清掃」から「通路清掃」作業、餌作り、哺育育成、ふん尿処理のほか、経営収支(簿記など)の多岐にわたる作業技術と知識が求められます。



↓ 合間に行う作業



農場内の作業は、webでもご覧頂けますので、参考して下さい。

○農場のお仕事 <http://jlia.lin.gr.jp/wk/>

第2章 牛飼いになるためのプロセス

牛飼いになるためには、大きく2つの方法があります。

- 一つは、農業生産法人(農家)や酪農ヘルパー利用組合に雇用されること。
- 一つは自営として起業し、自らが経営主となること。

前者は就職することで実現する牛飼いの第一歩。後者は、綿密な計画と準備された資本により実現する家族等で協業できる無限の可能性を秘めたフィールド。

あなたなら、どちらから始めますか?

① まずは情報収集

幅広く、酪農について情報収集してみましょう。

牛のこと、飼い方のこと、ライフスタイル、経営のこと、そして農家のこと。

ネットだけではなく、イベントへ参加したり、酪農教育ファームを訪ねたりと、酪農に触れられる機会を作っていくことで、イメージを膨らませることができます。

畜産ZOO鑑 (中央畜産会)

畜産について、わかりやすく説明しているサイトです。畜産が初めてな方でも理解が深まります。

<http://zookan.lin.gr.jp/>

新・農業人フェア (リクルートジョブズ)

就農や就業を受け入れる自治体や農業法人などが出展する全国イベント。より現場に近い声を聴いたり、幅広い情報収集にはうってつけです。

<http://shin-nougyoujin.hatalike.jp/>

酪農教育ファーム (中央酪農会議)

酪農体験を通じて、食といのちを体験学習を通じて理解できる牧場です。

<http://www.dairy.co.jp/edf/>

まずは
身近なところで

より現場に
近いところで

② 牧場で酪農を体験

百聞は一見にしかず、牧場での酪農の体験にトライしてみましょう。

農業インターンシップ (全国新規就農相談センター)

受入をする農業法人などで、就業・就農のための農業体験ができます。生産の現場を見る機会として有効に活用することができます。

(期間:1~6週間以内 参加費無料 交通費自己負担 食費/宿泊費は受入負担)

<https://www.nca.or.jp/Be-farmer/intern/>

各都道府県の就農相談窓口 (都道府県新規就農相談センター)

都道府県のイメージができていの方は、各都道府県の就農相談窓口にお問い合わせみましょう。(各都道府県の受入意向により体験可 条件は各都道府県や市町村により異なります)

<https://www.nca.or.jp/Be-farmer/center/>

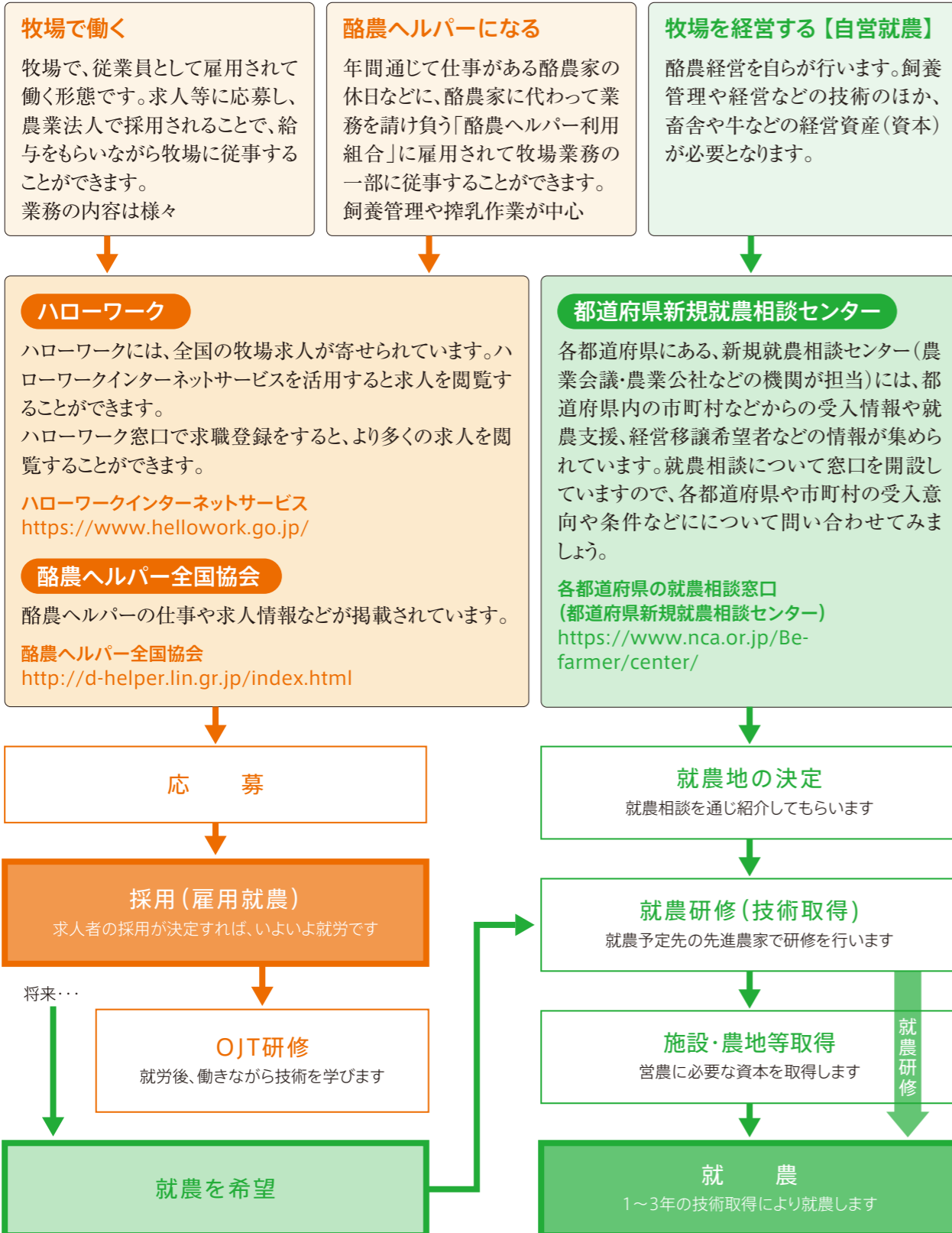
必要に応じて繰り返し

イメージと現実の違いを理解するきっかけとしてこの2つのプロセスは非常に重要です。

専門教育を受けた方でも、体験は地域性の違う現場をより深く知るために、いろいろな時期や場所を変えて実施してみることもよいでしょう。

「酪農」がイメージできれば、あとは、自分がどのように酪農に係わっていくのか、具体的に考えてみましょう。

③ あなたならどの牛飼いを目指しますか？



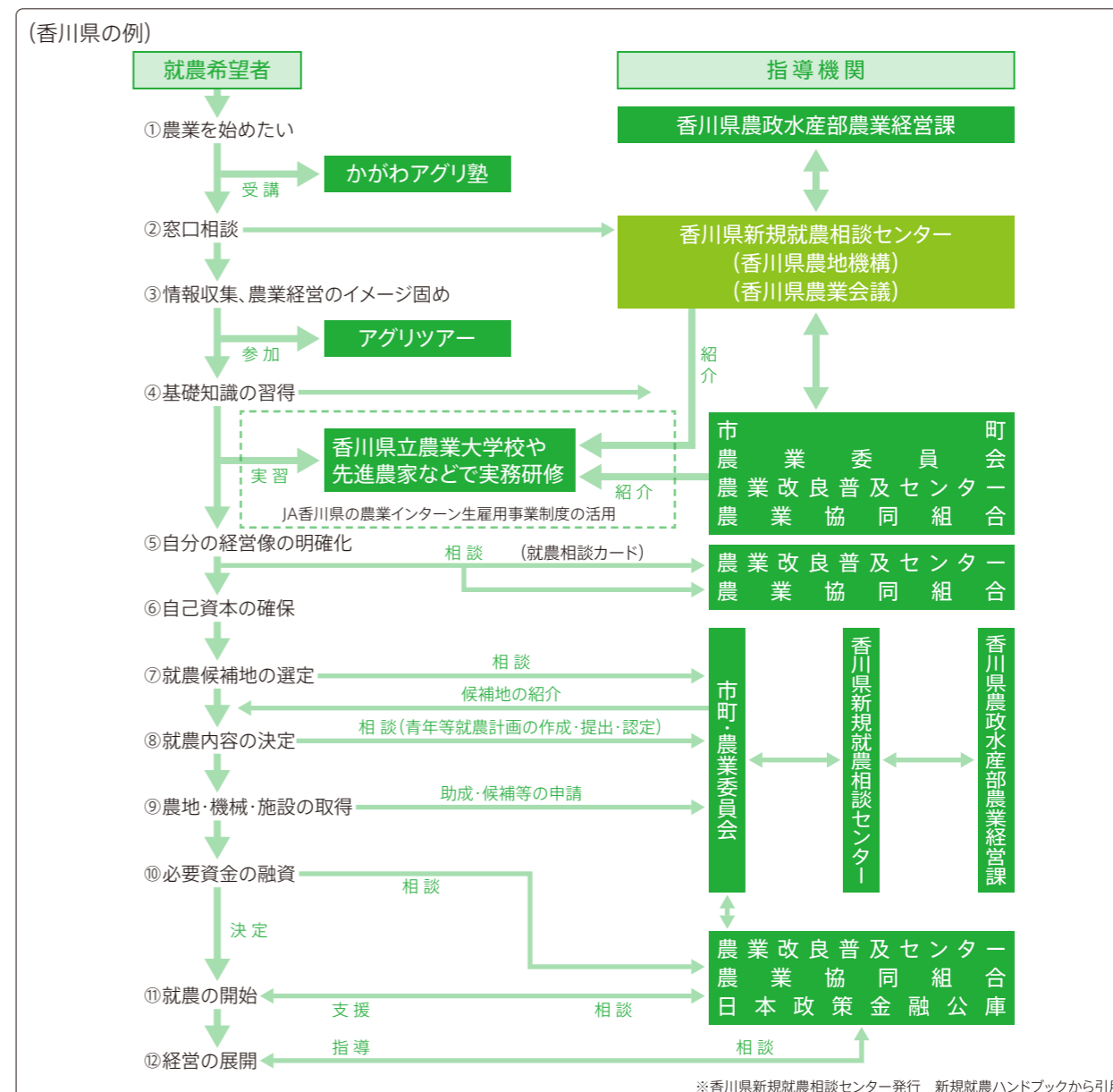
農業法人などに就職した場合、就農を希望し、就農のための条件が整えば、自営として就農できる可能性もあります。この場合、就労先での技術ノウハウのほか、経営全般にわたる就農研修の実施が必要となります。

第3章 “自営就農”までのステップ

自営就農は、生乳を生産するための牛・施設・設備・農地などを自分で準備し、生産された生乳を販売することで、利潤(利益)を得て生計を立てます。ここが資本を持たない雇用就農とは大きく異なる部分です。

自営就農の多くは「起業」と似ており、農業をされたことのない方は、自分のお店をオープンすることをイメージすると理解しやすいかもしれません。例えば、自分が小売店や飲食店を開業することをイメージしてみてください。何をどのように売るか、どこにお店を開店するか、お金はどうやって調達するか…とあれこれ考えますね。

では、一緒にどうやって自営就農していくかを見ていきましょう。



① どんな酪農を経営しますか？＝就農イメージを作る

まずは、①どこで ②どんな経営 の2点に絞って考えることで、自分の就農イメージを作ってみましょう。

(例)

どこで	どんな経営
群馬県で	30頭規模のつなぎ牛舎の経営
<p>就農地を探すポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受入を行っている都道府県や市町村を探しましょう(すべての都道府県や市町村が受入を行っているわけではありません) ○初期に投資する生産資本が大きいため、積極的に支援を行ってくれる都道府県や市町村を調べましょう ○できれば、先輩の農業外から新規就農した方がいるところが狙い目です ○Uターン、父母の出身地だから、身内がいるので、と明らかな理由があるとより良いです 	<p>① 得たい所得から「牛の頭数の目安」を調べましょう</p> <p>例) 年間所得600万円と考えると…</p> <ul style="list-style-type: none"> • 乳牛通年換算1頭当たり所得:217千円 (H26都府県30頭規模)…① • 希望所得額:6000千円/①=27.6頭 <p>→600万円の所得を得るためには、おおよそ30頭の経産牛が必要となります(目安) ※新規参入者はほかに初期投資もあるので、この頭数を下限頭数として考えましょう</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>畜産物生産費統計(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/</p> </div> <p>② 上記①の頭数から、必要な牛舎、施設・設備を考えてみましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> • 経産牛30頭以上が入る牛舎、搾乳施設、子牛を育成するためのスペース(育成舎)、家畜排せつ物の管理施設、餌づくりのための作業機械…など

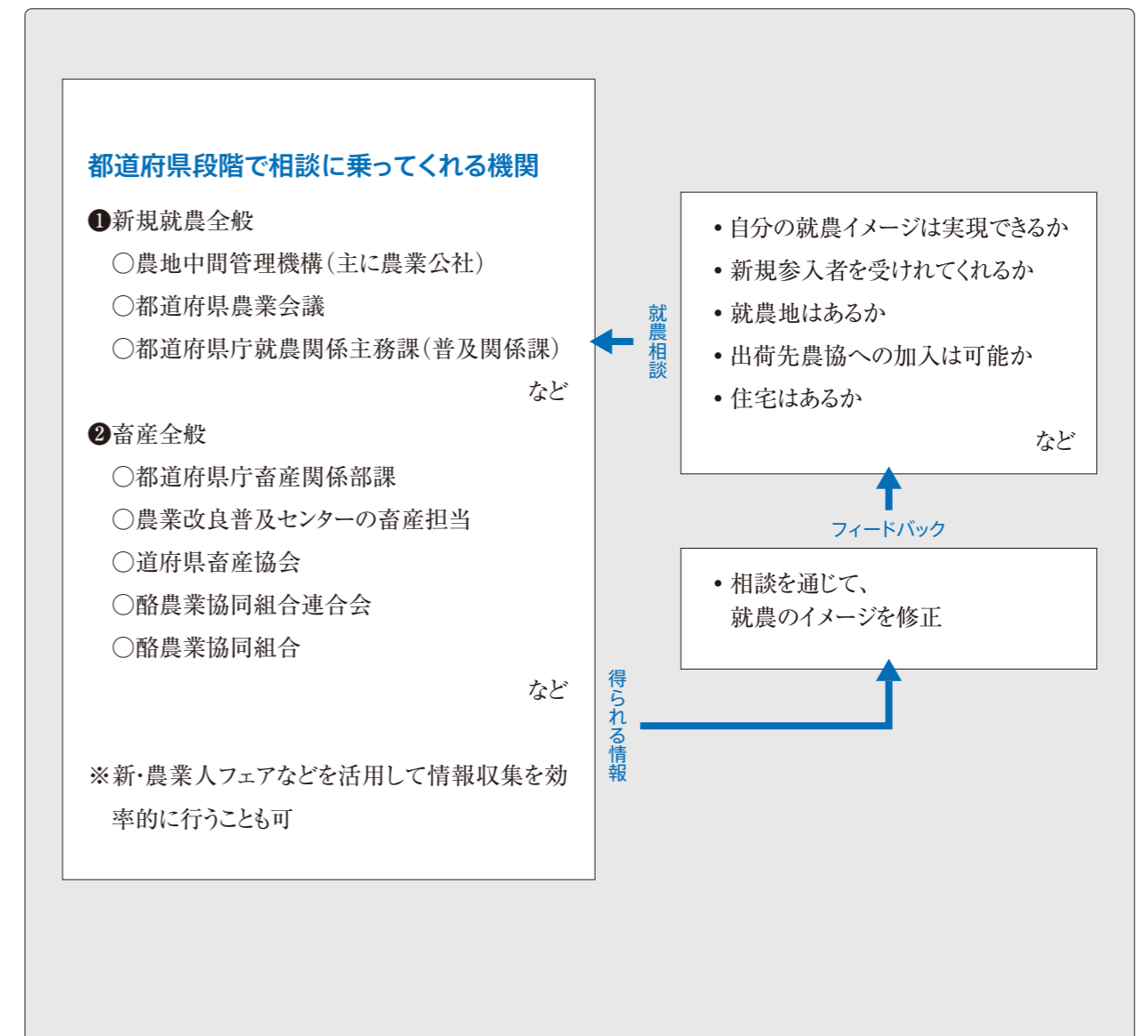
この「就農イメージ」は、まさに「名刺」のようなもので、就農相談をする際に、「私はこんな経営を考えています」という意思表示をするためのものです。

就農相談で、この就農イメージを持っていると持っていないとでは、就農相談で得られる情報量は雲泥の差となってしまいます。ぜひ、就農相談をする前に、自分の就農のイメージを作ってから就農相談に臨みましょう。

② 就農相談を通じて受入れ先を探しましょう

就農相談は、自分の就農イメージを相談にのってくれる機関などの担当者に伝えることで、①得られた情報から就農のイメージを見直す機会となったり、②受入れ先を探す出会いの場となったりと重要な機会です。

自営就農を目指す方は、「新・農業人フェア」や、都道府県が開催する「就農相談会」に積極的に参加していきましょう。得られるものはきっと大きいはずです。



ポイント

受入れ先は、今後、自分が一生生活する場です。

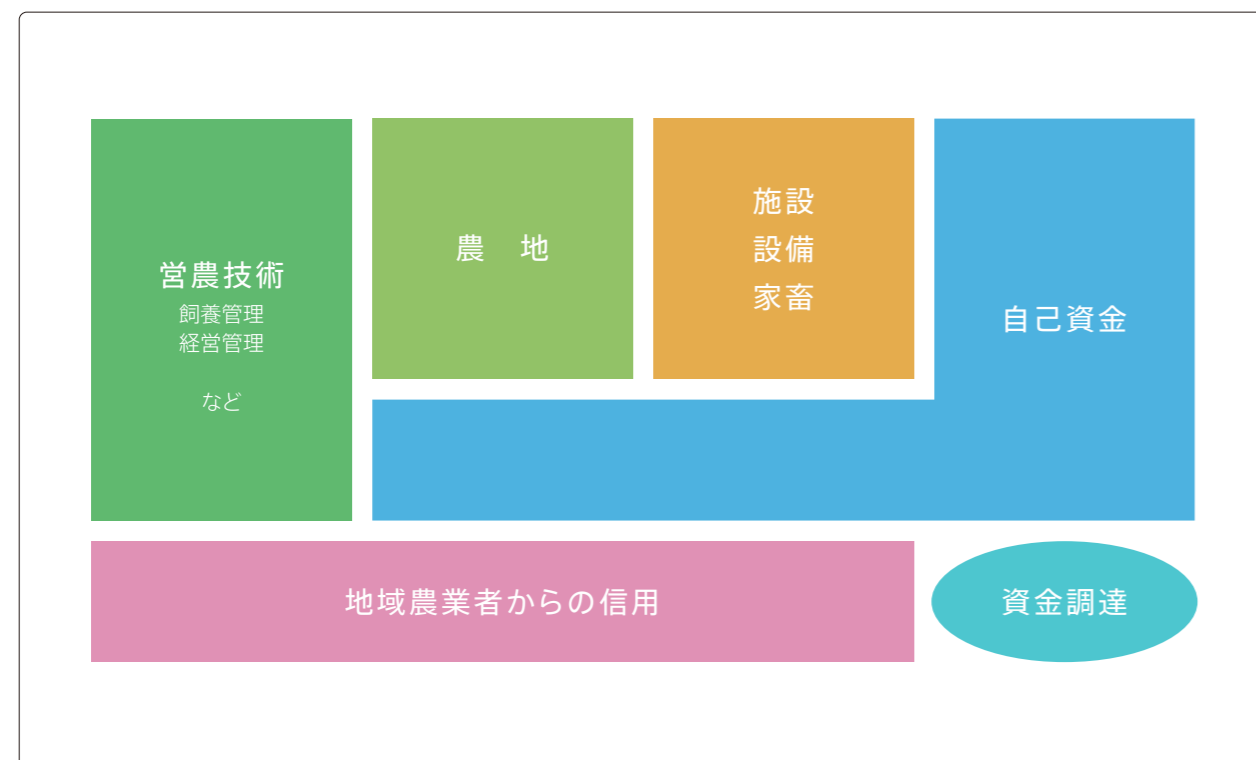
家族や経営を行うパートナーと十分に時間をかけ、自分に合う受入れ先を探しましょう。

知っておきたい「就農に必要な5つの要件」

就農相談をしていくと、「新規参入するには、要件が必要なんですよ」と説明を受けることがあります。

ことに農外からの新規参入は、親の経営基盤がある農業後継者と異なり、就農に必要なほとんどの要件(土地、家畜、建物、施設・機械等)を満たしていないため、自分が営農に必要な要件を備えていかなければなりません。

これらの要件を、経営開始までに備えていかないと経営を開始することは非常に難しくなります。



就農に必要な要件は次の5つで、上の図はこれら5つの要件の関係を示した図です。

(①営農技術(飼養・経営管理)、②農地、③施設・設備・家畜、④自己資金、⑤地域農業者からの信用)

③ 受入れ先＝就農地を決定しましょう

おそらく、受入れ先が見つかるまで、相当の時間を要するはずですが、自分の気持ちの整理や家族の同意、自己資金の確保、自分の就農イメージの修正を繰り返し、先が見通せない中で過ぎる時間が長く感じますが、就農相談が繰り返されることで、自分が思い描いていた就農のイメージが少しずつ整理されてきます。この受入れ先が見つかるまでの時間は、新規参入を希望する方にとって、必要な時間として、根気強く続けていきましょう。

受入れ先とのマッチング(お見合い)を繰り返した結果、「うちで、就農しますか?」と肩をたたかれたあなたは、晴れて受入れ先(＝就農地)が決定したこととなります。

就農地の決定は、自分の思いだけでは実現しません。それは、受入れ先にも「こういう方に来てほしい」というイメージがあり、あなたをこれから長きにわたりお付き合いをする方と見ているからです。

経営継承の話

離農農家の経営資産の多くは、他の酪農家などへ販売されたり、処分することで使われなくなっているものも少なくありません。

一方、新規参入者が、酪農の経営資本をすべて新規に整備するには、多額な費用が必要で、新規参入者が酪農経営に参入するための大きなハードルとなっています。

このため、後継者のいない離農(予定)農家の経営資産を活用し、就農を希望する第三者に対し継承して、新規参入を促進させようとする取り組みが、平成19年度から始められています。(日本型ファームオン事業)

ただし、後継者のいない離農(予定)農家の経営資産は個人所有資産でもあり、親族の財産としての価値でもあること、また、人間関係なども影響する側面もあり、就農率(成功率)は決して高くありません。

この難しいといわれる第三者経営継承をソフトランディングさせるため、移譲者(農家)と継承者(新規参入者)の間で経営継承を、酪農ヘルパー利用組合が中心となり、地域の関係機関(専門家)が支援する体制を整備して、バックアップしていこうとする取り組みも行われています。

意思の確認

就農研修に向かうために、今一度、自分の意思を確認しましょう

- 家族・親族の理解は得られていますか?酪農経営は、日々の飼養管理・給餌作業があるため、経営者ひとりでの営農は、周辺農家の方々に理解が得られづらい面がありますが大丈夫ですか?
- 農村での生活は、人と人のつながりを重んじる傾向にあります。街場の生活に比べ、酪農経営の事はもちろんのこと、生活面でも周囲の農業者とかかわりが出てきます。他の農業者の方々と、仲間意識をもってかかわっていただけますか?
- 雇用と違い、大きな資本を抱えていることから、一度経営を開始したら転職(離農)はそう簡単ではありません。一生の職業として、酪農と向き合ってくださいませんか?

④ 就農研修が始まります

営農に必要な技術を取得するために実施するのが「就農研修」です。研修は営農に必要な技術全般で、大きくは、飼養管理技術、経営管理技術の2つです。

一般的には、都道府県知事が認定する青年農業者の育成・指導に取り組む農業者「指導農業者」や、優良な経営を行う適切な指導が可能な「先進的農家」が行う、日常的な作業などを一緒に行いながら、実践的な研修を行います。

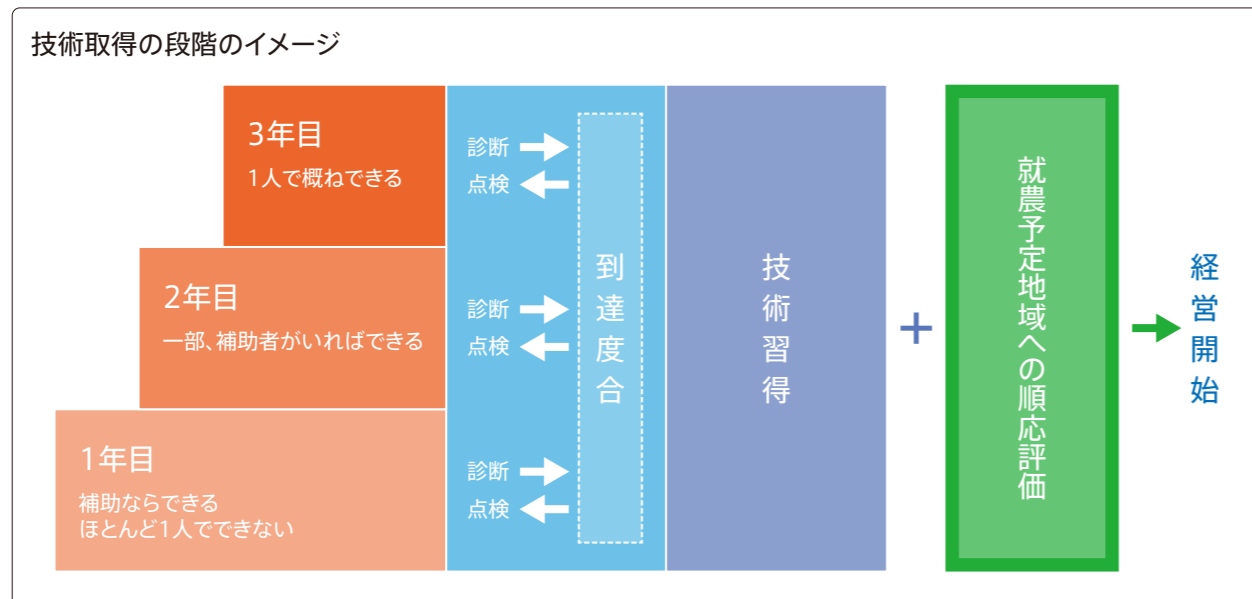
この就農研修は、就農を目指す方の経験等にもよりますが、通常は1～3年程度の時間をかけて行われ、受入指導農家の実践的な研修のほか、農協や農業改良普及センターなどが実施する講座や現場見学・研修会などが補完的な研修として実施される場合があります。

これは、自然条件が関係する産業の特性から、1年間を1サイクルとして考え、1年目は指導のもと、2年目は主体性をもって、3年目は2年目の不足した技術を補う期間と合わせ、経営準備にかかる期間とみる場合が多いようです。(一定の営農技術が習得されたかどうかを評価する例もあります)

研修計画(プログラム)は、自治体や農業改良普及センターなどの関係機関が、就農希望者の取得技術や就農予定時期などを総合的に判断して作成します。就農までに習得する技術が書かれていますので、あなたは、研修プログラムに沿いながら、全体の進捗を考え、ひとつひとつクリアすることに専念しましょう。

また、あなたは、今後、農村の中で「就農研修生」や「実習生」として扱われる機会が多くなり、農家との接点が増えてきます。「郷に入っては郷に従え」という言葉がありますが、習う身として、その地域の慣習や風習などに早く慣れ、就農研修生や実習生から「農業者」「農家」と呼ばれることを目指していきましょう。

就農研修期間に、地域の行事などに参加し、農業者の方々との信頼を築くことが重要です。



酪農の研修プログラムの例(北海道の場合)

区分(指導・支援事項)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
受入指導農家による実践研修	草地更新(採草地)			播種作業 整地・鎮圧	播種作業 整地・鎮圧		
	草地更新(放牧地)			堆肥散布 播種作業			
	牧草サイレージ			施肥作業	施肥作業	収穫調整作業 施肥作業、尿散布	
	放牧管理			施肥作業 牧柵管理		施肥作業 掃除刈り、尿散布	
	一般飼養管理	牛舎清掃・牛体管理・機械・施設の保守管理					
	飼料給与管理	飼料給与作業					
	搾乳管理	搾乳作業					
	繁殖管理	授精・乾乳・分娩・治療					
	経営管理等	労働管理			機械保守・管理・点検		
	普及センター	農業簿記の仕組み	農業簿記の仕組み	牛体のしくみ、子牛の育成	飼養管理、牧草の栽培	牧草の更新、維持管理	搾乳管理、牧草収穫・調整
農協役場	経営計画の立て方	投資計画の立て方	機械作業効率と保守管理	農作業・農業、事故防止	地域支援 システムへの理解		
NOSAI	地域センター視察研修	優良農家視察研修	各種事業の取組み				

区分(指導・支援事項)	7月	8月	9月	10月	11月	12月
受入指導農家による実践研修	草地更新(採草地)	掃除刈り管理		収穫調整作業	は種準備 除草剤散布、堆肥散布	土改材散布 耕起・砕土
	草地更新(放牧地)		放牧	(掃除刈り) 放牧	は種準備 除草剤散布	土改材散布 耕起・砕土
	牧草サイレージ	収穫調整作業 施肥作業、尿散布	収穫調整作業	収穫調整作業	堆肥散布 土改材散布	
	放牧管理	施肥作業 尿散布	施肥作業 掃除刈り、尿散布		土改材散布	
	一般飼養管理	牛舎清掃・牛体管理・機械・施設の保守管理				
	飼料給与管理	飼料給与作業				
	搾乳管理	搾乳作業				
	繁殖管理	授精・乾乳・分娩・治療				
	経営管理等	機械保守・管理・点検				
	普及センター	搾乳管理	改良、繁殖管理	疾病予防と早期発見	乳検情報の活用方法	飼料・土壌分析の活用方法
農協役場				農業協同組合 生乳検査検定組合の仕組み	生産物価格と流通	組合員勘定制度の見方
NOSAI					牛舎施設の構造	施設改善と作業改善

コラム

とある県で就農研修を行ってきた方が、就農地がないため、就農地のある他県に移動し就農を希望するといった事例があります。
 実践研修(技術習得)は技術的な習得はもちろんですが、地域への順応も目的としているため、突然ほかの土地からやってきても地域の農業者との信用は得られることができません。
 このため、就農地を変更した場合には、新たな就農先で1～2年程度の実践研修を別途実施することが必要となるケースが多いようです。

就農研修を支援する事業の活用

① 青年就農給付金(準備型)(国)

就農をより確実なものにするため、就農研修をバックアップする事業があります。就農研修が開始されたら、早めに受入れ先自治体などに相談してみてください。

青年就農給付金(準備型)の給付要件

農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援

1. 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
2. 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農を目指すこと
親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること
3. 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ① 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修する
※既に研修を開始しているものであっても、残りの研修機関が概ね1年以上の場合は給付対象
 - ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
 - b. 先進農家・先進農業法人の経営主が給付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと
 - c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く。)を結んでいないこと
4. 常勤の雇用契約を締結していないこと
5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
6. 原則として青年新規就農ネットワーク(一農ネット)に加入すること

返還

1. 適切な研修を行っていない場合
給付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
2. 研修終了後*1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合
*準備型を受給しての研修の終了後、更に研修を続ける場合
(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準じるもの)は、その研修終了後
3. 給付期間の1.5倍(最低2年)の期間、独立・自営就農又は雇用就農又は親元への就農を継続しない場合
4. 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合

農林水産省資料から抜粋

○内容:都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者に、最長2年間、年間150万円を給付

② 都道府県や市町村、農協など

都道府県や市町村、農協などが独自に就農研修や生活支援を行っているものもあります。研修助成金の交付、就農研修中の滞在場所の確保や、営農開始に伴う奨励金などの交付など、地域の実態に合わせ、きめ細かく支援を行っていますので、受け入れ自治体に問い合わせてみてください。
なお、都道府県や市町村、農協などの支援は、地域によっては実施していないところがあります。

例)北海道の場合

就農研修受入情報(北海道農業公社) <http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/support/>
一覧PDFはこちら→ <http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/support/pdf/shien.pdf>
居住生活支援 <http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/support/04.html>

牧場を訪問する時は



酪農家は、安全な牛乳を生産するために、牧場の衛生対策に力を入れています。そのため、酪農家(牧場)を見学などで訪問するときは、次の点に注意して下さい。



靴の消毒は忘れずに

牧場へ病原体を持ち込んだり、持ち出したりしないために、牧場や牛舎に入出入りする際には、酪農家が設置した消毒槽や消毒マットで靴底の消毒を必ず行いましょう。牧場によっては、ブーツカバーを準備しているところもありますので、酪農家の方の指示に従って装着して下さい。
また、牛舎に入る前には手も洗うようにして下さい。



車で訪問するときは

乗って行く車が牧場の外部から病原体を持ち込む原因となることがあります。
そのため、車で訪問する際には、事前に駐車場所などを酪農家に確認して下さい。



海外旅行したときは

海外からの病原体を持ち込まないために、海外(特に家畜伝染病の発生国)に行った際には、少なくとも帰国後1週間程度は酪農家(牧場)を訪問することは控えましょう。

参考

家畜の伝染性疾患の侵入を防止するために(農林水産省動物検疫所)
<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

6 経営資産の取得方法の検討をしましょう

就農研修後、技術習得中に平行して、経営に必要な牛舎や付帯施設、農地、家畜の導入について、関係機関に相談しながら検討を進めておきましょう。

経営に必要な牛舎や付帯施設、農地などについて、酪農の場合は離農予定農家の経営資産を取得して営農を開始するのが一般的です。

主な経営資産の取得方法は次のとおりです。出し手(移譲する農家)の意向もありますので、地域の関係機関にサポートしてもらい、移譲農家と話し合いを続けながら、双方が納得できる方法で経営資産を取得し、経営を開始します。

就農研修前に、経営継承による受入を前提とするケースもあります。この場合、受入条件として継承方法(経営資産の取得方法)が決められている場合があります。

よく確認しておきましょう。

経営資産の取得方法の例

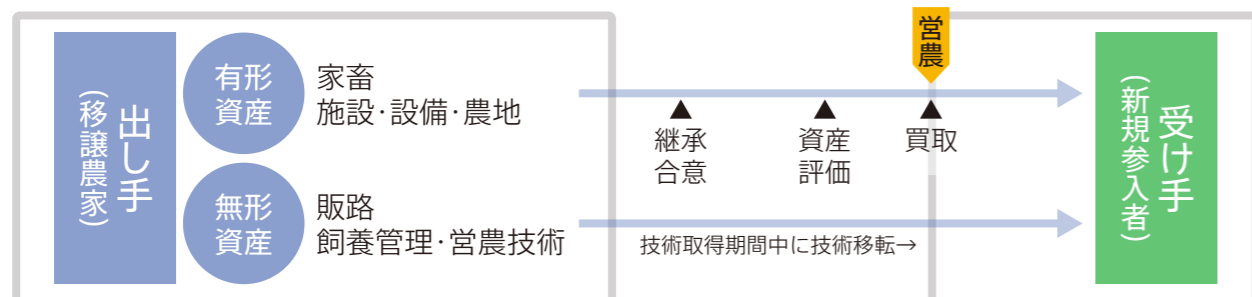
主な経営資産の取得方法の概要

	譲る例(出し手)	譲られる例(受け手)		特徴
	資産購入方法	技術習得	買取時期	
①経営継承方式	相対売買	移譲者(農家)	継承時	周囲のバックアップが必要
②公社営リース方式	出し手から一括買上した公社からリース	地域内先進的農家	経営開始5年後	北海道が中心の手法
③直接売買方式	相対売買	(技術あり)	購入時	地域への順応期間が必要
④農家リース方式	相対賃借	賃貸者(農家)	なし	農家と並走が可能

※このほかに、法人化による資産継承の方法もありますが、受け手の経営において、法人化のメリットがあるかどうかの判断が必要となります。

①経営継承方式

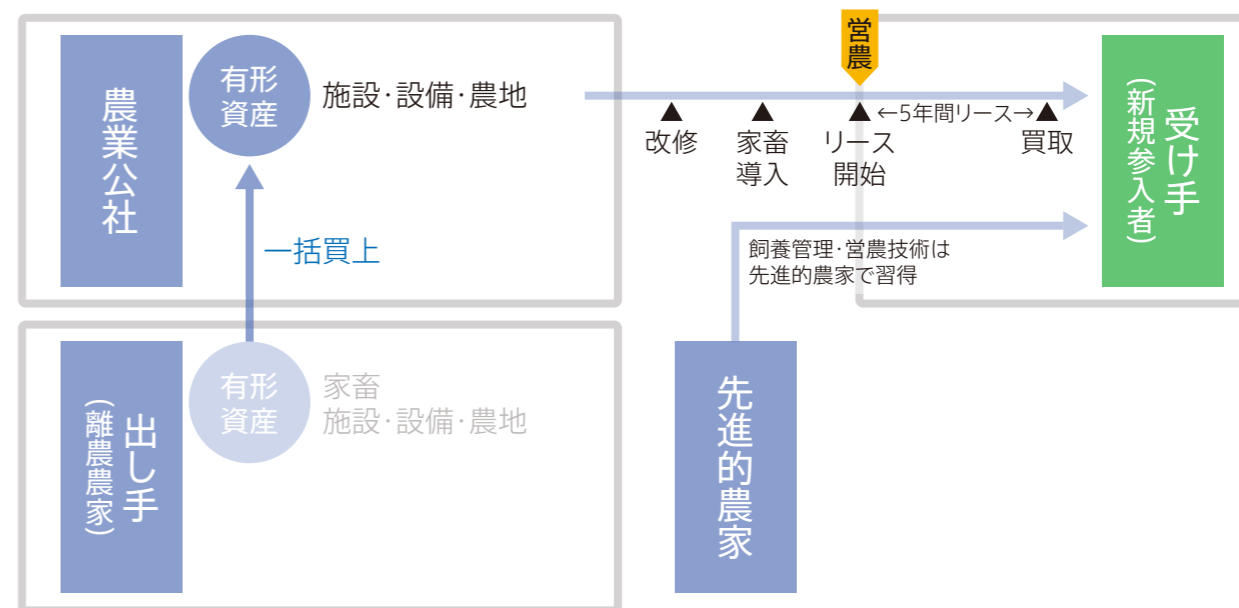
離農(予定)者の経営資産(有形資産)と営農技術や販売先等(無形資産)を継承する方式です。経営継承においてはもっとも一般的な方式です。



②公社営リース方式

北海道の場合、経営資産一式を、公社が離農予定農家から買い上げ再整備し、新規参入者に対し一定期間貸付した後に、資金を調達して、公社から買い上げる方式です。

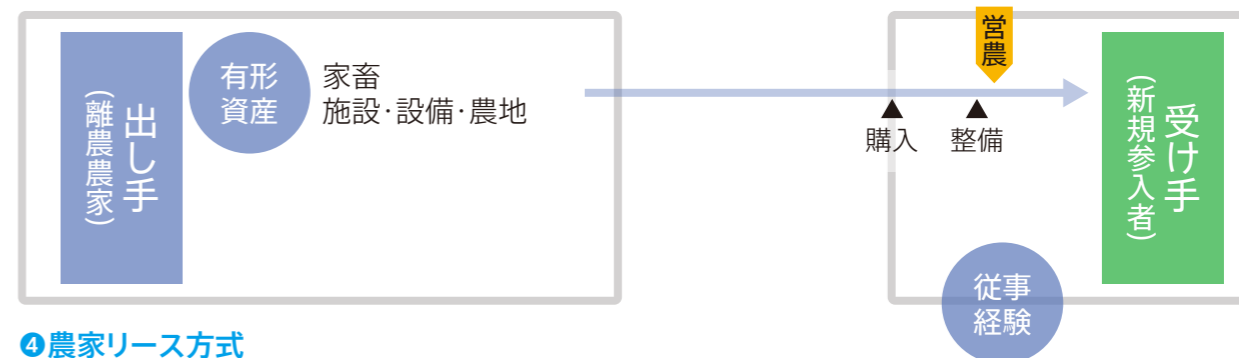
離農農家との技術移転等の期間がないため、同一市町村内の先進的農家で、技術を習得します。



③直接売買方式

経営資産(有形資産)のみ継承する方法です。

過去に酪農への従事経験がある方などはこの方法を使う場合があります。

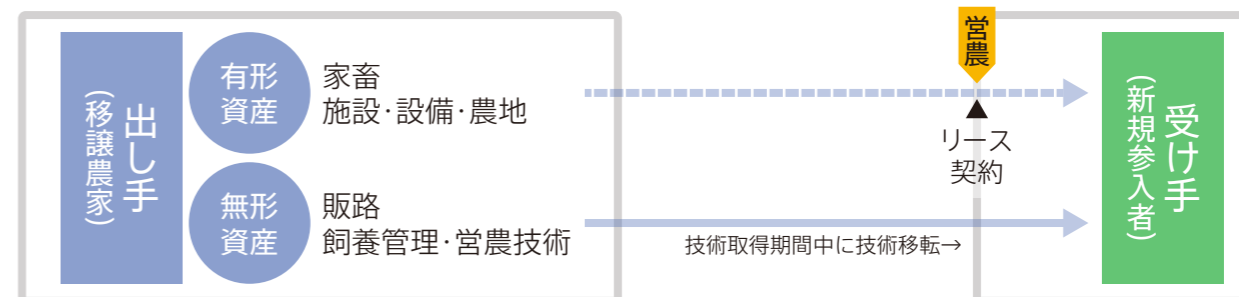


④農家リース方式

経営資産一式を、移譲農家から購入せず、リースする方式です。

一定期間を移譲農家と経営を並走することも可能です。

リース期間を経て、経営資産を買い取る場合もあります。



※経営資産の取得方法は、これらの方式に限るものではありません。出し手や受け手の状況により、最も良い方法を模索していきましょう。

6 青年等就農計画を作成し「認定新規就農者」になりましょう

技術習得、経営資産の取得方法などに目途がたったら、「青年等就農計画」を作成しましょう。

作成にあたっては、地域の関係機関からアドバイスをもらいながら、自分で就農計画を作成していくことがポイントです。

1 青年等就農計画(青年等就農計画認定申請書)とは?

新たに農業を始める方が、自分の将来の農業経営目標を描くもので、経営規模や生産方式、経営管理、農業従事の様態などの目標を立てて、その目標を達成するための必要な支援措置などを記載するものです。

市町村は、あなたが提出した青年等就農計画を、自市町村の基本構想に照らし合わせ、計画が適切かどうか判断します。

2 対象者

- (1)原則18歳以上45歳未満の青年
- (2)65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者
- (3)上記の者が役員の大過半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間(5年)を経過しない者も含まれますが、認定農業者になった方は対象となりませんのでご注意ください。

3 青年等就農計画の作成・認定の流れ

- (1)新規就農者が青年等就農計画を作成し、市町村に提出します。
→作成には、受入先の関係機関に相談しましょう。
→市町村によっては、別途収支計画を作成し提出する場合があります。
- (2)市町村が同計画を審査し、新規就農者が作成した青年等就農計画を認定した場合、新規就農者は「(青年等就農計画を認定された)認定新規就農者」となります。
※要件等確認があるので、申請様式(就農計画)の作成前に、都道府県(普及指導センター)や認定主体の市町村などに必ず相談してください。

4 認定新規就農者が利用できる就農のための主な施策(畜産該当分)

- ①青年就農給付金(経営開始型)
就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金(年間150万円)の給付を受けることができます。
- ②新規就農者に対する無利子資金制度(青年等就農資金)
農業経営の開始に必要な機械、施設の取得等のための資金について、無利子の貸付を受けることができます。
- ③畜産クラスター関連(畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業)
新規就農者が都道府県知事の認定を受けたクラスター計画に基づき、中心的な経営体となる場合、取組主体が実施する施設整備やリースによる機械導入ができます。
- ④経営体育成支援事業
地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入の支援を受けることができます。

5 都道府県及び市町村等の支援(認定新規就農者を対象とする事業)

各都道府県、市町村により異なります。

※施策や事業制度は、毎年度変更される場合がありますので、最新の施策や事業制度は農林水産省のホームページを確認しましょう。

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/index.html>

7 資金調達をしましょう

就農を支援する資金制度

新たに農業を始めるにあたっては、種々資金が必要となります。就農時に借受けることができる資金制度を次に紹介します。資金制度があるからといって安易に借入れることは、償還時になると農業経営の圧迫要因となりかねませんので、返済額に見合った借入とすべきです。

1 資金種類



2 資金の概要

① 青年等就農資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額	備考
農業経営開始資金	○農地等の改良等 ○農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 ○農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得 ○創立費、開業費その他の繰延資産の取得等 ○家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払い その他の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第2項第3号の措置を行うのに必要な長期資金	無利子 償還期間 12年(うち据置5年)以内	認定新規就農者	3,700万円 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要 貸付主体は、(株)日本政策金融公庫	市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の確定を受けていること

② 経営等就農資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額	備考
新規就農者の必要とする農地等取得するための資金	○農地の取得に必要な資金 ○農業用構築物、農機具の購入費 ○果樹等の植栽、育成費 ○家畜の購入、育成費	償還期間 25年(うち据置3年)以内(農地等の取得の場合は据置5年) 貸付利率 0.8% (平成27年6月18日現在)	認定新規就農者	事業費の80%以内	市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の確定を受けていること

③ 農業近代化資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額	備考
新規就農者の必要とする初期投資資金	○農業用構築物、農機具の購入費 ○果樹等の植栽、育成費 ○家畜の購入、育成費	償還期間 17年(うち据置5年)以内 貸付利率 0.8% (平成27年6月18日現在)	認定新規就農者	1,800万円 (ただし、融資率は80%以内)	市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の確定を受けていること

就農後の経営安定支援

① 青年就農給付金(経営開始型)(国)

就農をより確実なものにするため、就農研修をバックアップする事業があります。経営を開始したら早めに入受先自治体などに相談してみてください。

青年就農給付金(経営開始型)の給付要件

経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援

1. 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の認定新規就農者※であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること

※市町村において、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること

2. 独立・自営就農であること

・自ら作成した青年等就農計画等※※に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している。

(農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年の給付期間中に所有権移転をすること)

② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。

③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。

④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

※親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した(独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい。)場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

3. 青年就農計画等※※が以下の基準に適合していること

・独立・自営就農5年後には、農業(自らの生産に係わる農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画である。

※※農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に青年就農給付金申請添付書類を添付したもの。

※※農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること。

4. 人・農地プランへの位置づけ等

- ・市町村が作成する人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に中心となる経営体として位置づけられていること。(もしくは位置づけられることが確実であること)
- ・または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

5. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できない

また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

6. 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

給付対象の特例

- ① 夫婦ともに就農する場合(家庭経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を給付する。
- ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに給付する。
- ③ 平成21年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年度目までとする。

給付停止

1. 給付金を除いた本人の前年の所得が350※万円を超えた場合

※平成27年度(平成26年度補正予算を含む)以前から給付を受けている者については250万円

2. 青年等就農計画等※※を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

返 還

農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の給付期間中に所有権移転しなかった場合

農林水産省資料から抜粋

○内容

- ・都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者に、最長2年間、年間150万円を給付
- ・夫婦ともに就農する場合、共同経営者であることが明確である場合は1.5人分給付

第4章 農地、牛、施設、住宅の取得方法

①農地【窓口：各市町村農業委員会 農地中間管理機構】

農地を取得するには、農地法の許可(利用権)が必要です。許可を得ていないと土地の登記ができません。

耕作を目的として農地を取得する場合 → 農地法第3条許可申請

取得農地を納屋や畜舎等の施設用地に転用する場合 → 農地法第5条許可申請

※農地法第3条許可要件

- 取得者が、すべての利用権設定をした農地を農業経営に用いて、常時従事
- 取得後の農地面積が下限面積(市町村により異なる)を超えている必要があります。

このほか、農業経営基盤強化促進法の市町村「農用地利用集積計画」による取得があり、この場合、農地法の第3条許可は不要となります。

農地の購入や税制面での支援措置

農地の購入を支援する措置

農地の購入はなかなか困難なものです。スムーズに農地を購入する方法として農地中間管理機構が行う特例事業(農地売買等事業)があります。市町村農業委員会等と連携しながら農地中間管理事業を実施している団体等が売買を仲立ちします。この事業の要点は次のとおりです。

- 対象農用地等は、農業振興地域農用地区域です。
- 売渡し予定者は、認定農業者や認定就農者等です。
- 農地価格は、農業委員会の意見を聴き、近傍農用地等の価格から見て適当であると判断される価格です。
- 農地購入後は、既耕作地を含めて概ね1ha以上の団地を形成する必要があります。団地を形成するとは、農業用機械を利用する営業で一連の作業を継続して支障なく行うことができる状態で、移動距離がおおよそ200～300m程度を目安とします。

税制面での支援措置

就農にあたって支払い義務が生じる税金について、一定条件のもとで次のような軽減措置が取られています。

- 登録免許税の軽減
農業経営基盤強化促進法(農地利用集積計画)によって農地(ただし、農用地区域内)を取得した場合、登録免許税が8/1000に軽減されます。
- 不動産取得税
農地を取得すれば不動産取得税(取得価格の4%(平成27年3月31日まで3%))を納めなければなりません。農業経営基盤強化促進法(農地利用集積計画)によって農地(ただし、農用紙区域内)を取得した場合は、取得価格の1/3相当額が課税標準から控除されます。結果として、本来の2/3の税額に軽減されます。

②牛【窓口：農協 酪農協 県酪連など】

最寄りの生体市場からの導入が中心になりますが、経営継承など、移譲農家の資産として購入する場合があります。

移譲農家の資産として購入する場合、購入時の市場の取引価格や残存簿価(減価償却期間:4年間(乳牛の場合))を目安に買入れます。(農家が青色申告時に用いる農協等が作る棚卸資産表などを活用する場合もあり)

③施設【窓口：農協 酪農協 県酪連など】

移譲農家、若しくは離農農家の経営資産を買入れます。

畜舎や堆肥舎などを購入する場合は残存簿価、設備や車両は中古の流通価格によります。

④住宅【窓口：市町村役場など】

畜舎との位置関係から、移譲農家、若しくは離農農家が住んでいた住宅を買入れる場合や、近隣の公営住宅や民間アパートに賃貸で移り住む場合があります。

住宅の購入については、買入れる際に「不動産鑑定士」などを活用して、畜舎などとは別に適正価格を調べて購入するケースもあります。

第5章 良い酪農家を目指して

① 将来どのような生活設計・経営スタイルを目指しますか？

まず、現地を周り就農地を決めましょう。

生活したい場所に近い、研修場所を決定することが望ましい選定方法です。

①生活設計から考えましょう。

- ①子育て環境～病院、保育所、幼稚園、学校など
- ②インフラ環境～交通機関、スーパーなどの大型複合施設など
- ③自然環境～自然が豊かな環境など

②酪農経営の規模と経営スタイルから考えましょう。

- ①放牧酪農で、中規模(50頭規模)を目指したい。
- ②つなぎ牛舎で、中規模(50頭規模)を目指したい。
- ③フリーストール牛舎で、大規模(100頭以上)を目指したい。
- ④TMRセンターに加入し(牧草地や作業機械を持たない)、初期投資を抑え、労働力の軽減を目指したい。
- ⑤既存の牧場を、農家継承で就農したい。

③経営基盤環境を調べましょう。

- ①立地条件や気象条件(海に近い、積算温度が高いなど)を調べましょう。
- ②農地の条件(起伏が多い、湿地帯が多い、河川が近くにあるなど)を調べましょう。

※農協(JA)および市町村などの、支援対策・指導体制を調べましょう。

② 良い酪農家に共通する特徴

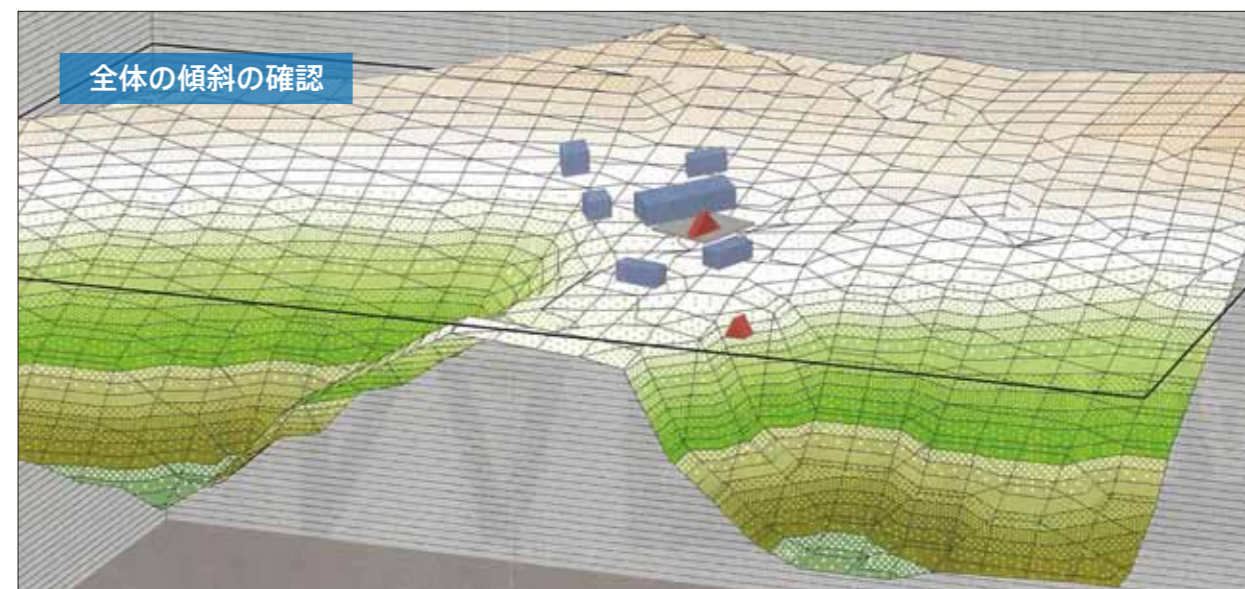
自然環境・畜舎施設等の立地条件を図式化して再点検

立地条件と雨水・風向きを確認しましょう。

公道からの高低差と河川や排水路・道路側溝の位置を確認します。

施設地全体と畜舎配置図を作成し「雨水の流出方向」&季節毎の「風向き」を確認します。

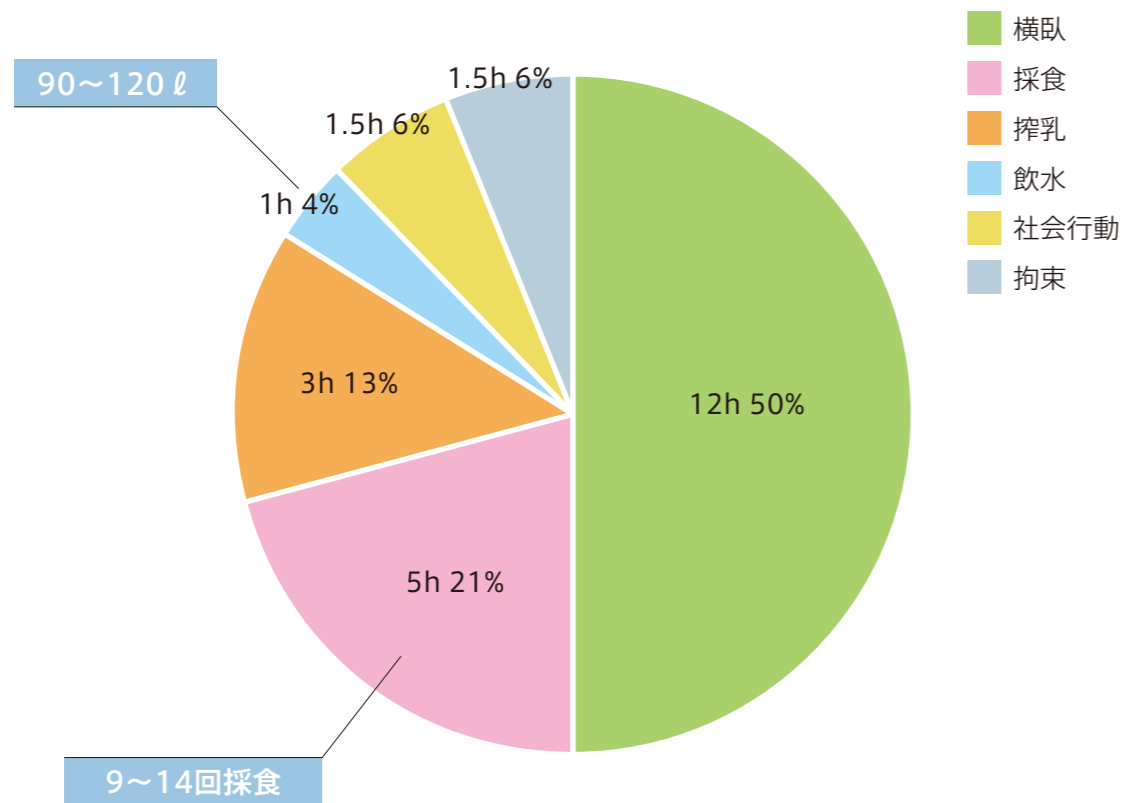
各畜舎施設周辺の、雨水の排出方法と排出先を確認(側溝、雨水排水溝等)します。



基本は「放牧地」で得られる環境を「畜舎内」に取り入れる

理想的な1日の活動(予定時間配分)(酪農:フリーストール・米国)

K.Nakada, Herd Health, Vet Med, RGU



時間:1日割合(%) 寝る:20分

基本は「牛が何を求めているか?」を「五感」で感じ素早い改善へ

牛が発信するシグナルを「五感」を最大限に発揮して観察しましょう。

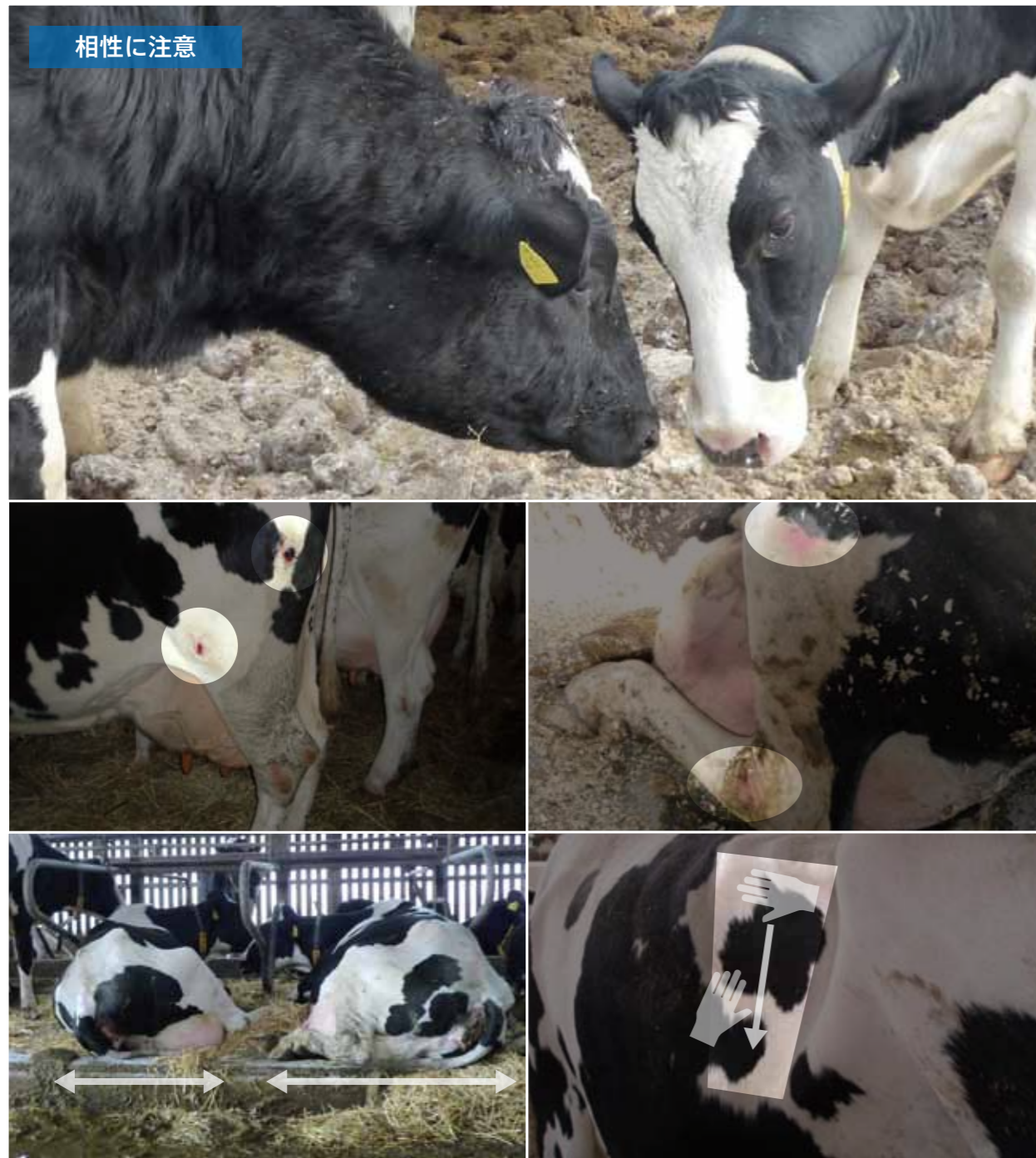
- 「牛」に病気を起こさせない → 注意深く牛の発信する「シグナル」を捉える。
- 「牛」が何を求めているのか → 人間の「五感」をフル回転させて感じ取る。
- 「経営者」と「コンサルタント」の「コミュニケーション」が素早い改善を生む。



基本は「牛が何を求めているか?」を「五感」で感じ素早い改善へ

牛が発信するシグナルを「五感」を最大限に発揮して観察しましょう。

- 牛の「相性」→ 危険な時間は動物の移動直後です。
- 「群」(ステージ)別に、何頭の牛が同じところに「傷」「擦れ」「瘤」があるか?
- 成長(泌乳ステージ)による体型の変化、乾物摂取状況(ルーメンフィルスコア)、BCS(ボディー・コンディションスコア)をチェック



第6章 経営シミュレーション

① 就農パターンごとの必要額

新規(独立)就農 乳牛、農地、畜舎・付属機械、牧草等の作業機械を全てリースし、5年後に購入する場合

① 北海道農業開発公社の事業を活用して就農した場合

● 農地保有合理化事業【農場価格】

- 離農地の土地・施設を買い上げし、就農者に賃貸する。
賃貸料=年2%

土地・施設	総取得額	補助残等	年支払額(賃借料等)
• 牧草地 60ha(60ha×@580千円/ha)	34,800千円	34,800千円	696千円/年
• 施設、畜舎、D型ハウス等 施設償却費等	2,000千円	2,000千円	40千円/年 44千円/年
A 合計	36,800千円	36,800千円	780千円/年 ①

● 農場リース事業【事業費 - 補助金 = 自己負担(補助残等)】

- 補助率=1/2

畜舎補改修工事・付属機械・乳牛	総取得額	補助残等	年支払額(リース料等)
• 畜舎補改修工事(償却17年)	16,000千円	8,000千円	470千円/年
• 施設付属機械 (償却6~7年)	25,000千円	12,500千円	1,850千円/年
• 乳牛(60頭×@550千円×1/2) 管理料他	33,000千円	16,500千円	一括支払い 60千円/年
B 合計	74,000千円	37,000千円	2,380千円/年 ②

【農場リース料等】リース期間(5年間) ※年間 ①+②(固定資産税+管理費) 3,160千円/年 ③

● その他事業〔青年等就農資金、経営体育成交付金、農畜産業機械リース〕

- 年リースの補助率=1/2

作業機、乳牛、資材等	総取得額	補助残等	年支払額
• 作業機一式(年リース)	30,000千円	15,000千円	2,140千円/年
• 青年等就農資金の借入(12年償還) ※不足機械、乳牛、資材等購入	10,000千円	10,000千円	800千円/年
C 合計	40,000千円	25,000千円	2,940千円/年 ④
D 事業費合計 約	150,800千円	98,800千円	6,100千円/年 ③+④

②就農後の経営収支

●1年目 事業の始まりは8月末頃になり、収入はほとんどない状況
出来たとしても、11月・12月の2ヶ月間程度(1年の営農は、1月～12月の期間)

- 研修修了後 ⇒ 就農地へ 3月下旬
- 4月 近隣の酪農家でアルバイト
- 5月 肥料撒き・時間があればアルバイト
- 6月 牧草収穫作業
- 7月 牧草収穫作業
- 8月 牛の導入が始まる

●2年目 乳牛(搾乳牛)60頭 生産乳量450トン
個体乳量7,500kg

●収入(売上)

・乳販売代金	40,500千円 (450t×90円/kg)
・個体販売(♂仔牛)	1,000千円
・廃用、その他奨励金	500千円
合 計	42,000千円

●支出(経費)

・肥料代、餌代、養畜費他	32,760千円	収入の78%程度以内に抑える
・リース料等	6,100千円	
・家計費	3,000千円	生活レベルを考える
合 計	41,860千円	収支+140千円

経費を
少なくする
努力!

※最低でもマイナスにならない経営をしましょう。

●3年目 乳牛(搾乳牛)60頭 生産乳量480トン
個体乳量8000kg

●収入(売上)

・乳販売代金	43,200千円 (480t×90円/kg)
・個体販売(♂仔牛)	1,200千円
・廃用、その他奨励金	800千円
合 計	45,200千円

●支出(経費)

・肥料代、餌代、養畜費他	35,300千円	収入の78%割程度
・リース料	6,100千円	
・家計費	3,300千円	
合 計	44,700千円	収支+500千円

●4年目 乳牛(搾乳牛)60頭 生産乳量500トン
個体乳量8,300kg

●収入(売上)

・乳販売代金	45,000千円 (500t×90円/kg)
・個体販売(初妊牛5頭・♂仔牛)	3,450千円
・廃用、その他奨励金	1,000千円
合 計	49,450千円

●支出(経費)

・肥料代、餌代、養畜費他	38,600千円	収入の78%程度
・リース料	6,100千円	
・家計費	3,600千円	子供に経費に係る時期
合 計	48,300千円	収支+1,150千円

※4年目の経営収支の内容により、公社からの買い取りが確定する

●5年目 乳牛(搾乳牛)60頭 生産乳量510トン
個体乳量 8500kg～9000kg
飼養管理向上に努め、増産を図る!

●収入(売上)

・乳販売代金	45,900千円 (510t×90円/kg)
・個体販売(初妊牛5頭・♂仔牛)	3,450千円
・廃用、その他	1,000千円
合 計	50,350千円

●支出(経費)

・肥料代、餌代、養畜費他	39,300千円	収入の78%程度
・リース料	6,100千円	
・家計費	3,600千円	
合 計	49,000千円	収支+1,350千円

③ 買い取り時の方法(5年経過後)

★買い取り時価格は、支払ったリース料等(償却費)が減額されるので、
最大で、85,000千円程度と考えている。

★買い取り時資金手当は、L資金(農業経営基盤強化資金)の借入で行う。
償還期間25年 - 約定利率2.0%

●6年目(買い取り後) 乳牛(搾乳牛)60頭 生産乳量510トン

● 収入(売上)

・ 乳販売代金	45,900千円 (510t×90円/kg) ⇒	540t=48,600千円
	飼養管理向上に努め、増産を図る!	
・ 個体販売(初妊牛5頭・♂仔牛)	3,450千円	
・ 廃用、その他	1,000千円	
合計	50,350千円	

● 支出(経費)

・ 肥料代、餌代、養畜費他	39,300千円	収入の78%程度
・ 資金償還(8000万円借入)	5,700千円	その他借入資金を含む
・ 家計費	3,600千円	子供に経費に係る時期
合計	48,600千円	収支+1,750千円

新規(独立)就農 投資額を圧縮した就農方策

① TMRセンター活用(構成員)による新規就農

〈利点〉

- ・ 初期投資額の圧縮 - トラクター、作業機等 - 25,000千円程度圧縮出来る
- ・ 作業機等の修理代、燃料費等のコストが減額
- ・ 搾乳に特化した経営により、労働作業(特に女性)の軽減が図られる
※良質飼料の供給により、飼養管理向上と共に、増産、増収が図られる
- ・ 牛の観察が容易になる

〈注意点〉

- ・ TMR飼料の購入費が掛かる
- ・ TMR構成員との仲間意識を高める
- ・ 収穫作業時は、出役し協力する

TMR飼料とTMRセンターとは

TMRとはTotal Mixed Rationの頭文字で「混合飼料」「完全飼料」などと呼ばれます。牧草などの粗飼料と濃厚飼料を混ぜ合わせて牛に“えさ”として与える方法です。この“えさ”を酪農家に提供しているのが“TMRセンター”と呼ばれる施設です。このTMRセンターを利用すれば、個々の酪農家が“えさ”を作る手間が不要となります。

② 農家継承事業による新規就農

〈利点〉

- ・ 初期投資を抑えると共に、作業機等の有効活用が図られる
- ・ 施設になれた、乳牛を引継ぐことにより、スムーズな生産体制が出来る

〈注意点〉

* マッチング-相互理解-取り決め

- ・ 資産の適正評価 - 農地、施設用地、不可耕地(山林原野) - 農業委員会
- ・ 畜舎、育成乾乳舎、D型、堆肥舎など-合理化物件 - 農業開発公社査定価格
- ・ 住宅
- ・ 乳牛-事業対象牛-市場価格-評価 - 農協販売課 駄牛の処分
- ・ 中古農業機械-査定 - 農協整備工場、メーカー

* 継承期間の設定、指導

- ・ 最長1年間-基礎研修修了の者 - 6ヶ月程度
- ・ 後継牛の確保-搾乳牛 - F1は望まない
- ・ 特に課題となるのが - 搾乳方法

* 課題解決 - ストレス

- ・ 双方の愚痴のハケグチ - 農協担当者
- ・ 他人には、愚痴をこぼさない

第7章 研修牧場・新規就農者〈事例〉

① 研修牧場など

研修牧場① ((有)別海町酪農研修牧場)

これまでに就農した方
67組

- 研修窓口：牧場/JA/町/新農業人フェア等
- 研修期間：原則3年間（※農家研修有）
- 身分：(有)別海町酪農研修牧場の職員
 - ✓ 雇用保険・健康保険・厚生年金・労災加入
 - ✓ 給与（研修手当）は、夫婦（月額30万円）
 - ✓ 住居は、社宅（妻帯者用）、単身者アパート
- 受入条件：健康な夫婦
 - ✓ 年齢は概ね40才以下（夫婦共にやる気がある）
- 研修牧場の特徴
 - ✓ 生産乳は別海町農業公社に販売しており、研修生と言うより牧場経営者としての感覚が身に付く。
 - ✓ 繋ぎ・フリーストール牛舎の2畜舎を交互に実習
 - ✓ 技術指導マニュアルを完備（教官・先輩の濃密指導）
 - ✓ 年間の座学研修プログラムが有り（普及センター等）
 - ✓ 広大な飼料畑で農業機械作業全般を体験可能



研修牧場② ((有)浜中町就農者研修牧場)

分場独立他で
42組となる予定

- 研修窓口：牧場/JA/町/新農業人フェア等
- 研修期間：原則3～4年間（農家研修有）
- 身分：(有)浜中町就農者研修牧場の従業員
 - ✓ 雇用保険・健康保険・厚生年金・労災加入
 - ✓ 給与（研修手当）は、夫婦（月額25万円）
 - ✓ 研修生用住宅完備（家賃・水道・電気無料）
- 受入条件：ヤル気・根気・元気な夫婦
 - ✓ 年齢は概ね40才以下（夫婦共にやる気がある）
- 研修牧場の特徴（☆分場方式）
 - ✓ 繋ぎ牛舎（パーラー搾乳）・放牧飼養
 - ✓ 技術指導マニュアルを完備（教官・先輩の濃密指導）
 - ✓ 年間の座学研修プログラムが有り（普及センター等）
 - ✓ 離農した牧場を研修牧場で「分場」として継承し、研修生が管理者として1～2年運営した後分離独立する、浜中町独自の新規就農システム、浜中町独自の農場リース制度が有る。



酪農家による取り組み（R&Rおんねない）

これまでに就農した方
4組

- 就農窓口：北海道農業担い手育成センター
- 研修期間：原則2年間
 - ✓ 1年目：会員酪農家全戸での技術習得
 - ✓ 2年目：継承予定酪農家を中心に技術習得
- 身分：農の雇用事業の研修生
 - ✓ 国民健康保険・国民年金・傷害保険
 - ✓ 給与（研修手当）は、夫婦（月額14万7千円）
 - ✓ 住居は町営住宅（有料）を斡旋
- 受入条件：健康な夫婦
 - ✓ 年齢は概ね40才以下
 - ✓ 夫婦共（特に妻）にやる気があること。
- 取り組みの特徴
 - ✓ 研修3年目で「居抜き」で離農予定農家から継承
 - ✓ 研修が決まった時、既に就農先が決定している。
 - ✓ 農家実習がメインのため、ある程度畜産経験が必要



(R&R設立の原点)

- ・地域営農は若い農業者や後継者が数多く居てこそ、生産性の向上が図られて地域が活性化する。
- ・現在、営農している酪農家の土地や施設、機械、乳牛等、長年培ってきた技術、知識経験が高齢化と共に全て失われてしまう。
- ・これまで作り上げてきた牧場を意欲ある人に引き継いでもらい、恩根内地域での営農活動を継続させたいという想いの酪農家が集まった。

② 新規就農者の状況

新規就農者① (熊本県 牧場の従業員から就農)

- 就農年：平成22年 (就農年齢：29才)
 - ✓ 経営主 (34才・女性単独)、従業員1名 (女性)
- 経営規模：経産牛35頭、育成牛0頭
 - ✓ 出荷乳量—約250t (2,500万円)
- 就農形態：離農跡地 (畜舎) 購入
 - ✓ 空き畜舎、土地 (農地無し)、畜舎一体住宅
 - ✓ 自給飼料畑はなし、粗飼料・配合等は全量購入
- 研修から就農までの経緯 (7年)
 - ✓ 一般のサラリーマン家庭から畜産関係の大学へ。
 - ✓ 高校・大学在学中に酪農家(搾乳)でアルバイト
 - ✓ 優良な酪農家 (熊本県内) の従業員となる。
 - ✓ 就職先の経営者から空き畜舎等の紹介を受け就農
- 牧場の取得方法
 - ✓ 補助事業等の利用なし、地元JA (就農支援資金)、日本政策金融公庫 (スーパーL)
 - ✓ 青年等就農計画 (認定就農者) は、知合いの県民局職員、融資は就農先経営者が指導
 - ✓ 就職先の経営者が経産牛や飼料を安価提供、堆肥を受入



新規就農者② (北海道 法人の構成員から就農)

- 就農年：平成23年 (就農年齢：26才)
 - ✓ 経営主 (31才) 妻・子供3人
- 経営規模：経産牛80頭、育成牛70頭
 - ✓ 出荷乳量—約700t (6,500万円)
- 就農形態：法人の代表者交代
 - ✓ 法人が乳牛、畜舎、農地を買取り、住宅は個人購入
 - ✓ 法人の乳量枠・組合勘定を継承
- 研修から就農までの経緯 (4年)
 - ✓ 酪農学園大学卒業後、JAのヘルパーとなる。
 - ✓ 同じJA管内の離農予定者から誘われる。
 - ✓ 離農予定者の個人牧場の従業員となる。
 - ✓ 個人牧場が法人化し、法人の構成員となる。
- 牧場の取得方法
 - ✓ 畜舎・機械等は前経営者 (個人) と法人経営との間で民間リースを活用
 - ✓ 住宅と宅地は個人で購入、リース物件の買取は日本政策金融公庫 (スーパーL)
 - ✓ 青年等就農計画 (認定就農者) は、町・JA・北海道担い手センターが指導



第8章 就農後に関係機関、地域と上手に付き合うために

営農に関する関係機関の役割と相談先を以下に掲載しています。就農した地域で積極的に仲間を増やし、一人で悩まず相談することが成功の近道です。

① 相談窓口

- ① 農協 (JA) の総合窓口
- ② 地域の農業改良普及センター (技術の知恵袋)
- ③ NOSAI (診療獣医師)
- ④ 乳牛検定組合 (乳牛の飼養管理上の乳牛情報)
- ⑤ 酪農ヘルパー組合 (休日の農場管理者)
- ⑥ 地域の先輩 (営農・子育てなど、良き悩み相談者)

② 関係機関

農協 (JA)

営農全般、出荷先、営農指導
酪農協は信用部門を持たない専門農協が多いので注意

地域の農業改良普及センター

営農指導、地域農業者との仲間づくり、複式簿記の勉強会などは有効
地域との関係づくりにうまく活用

酪農ヘルパー組合

休みを取るためには必ず加入

乳牛検定組合 (牛群検定)

飼養管理や改善に向けて、データの活用 新規参入者は必須

担い手センター (北海道のみ)

就農支援窓口 相談の第一歩はここから

③ 耕種農家

耕畜連携

いい堆肥を作って喜ばれる=無料引き取りから買ってもらえるようにしたい

④ 住民

畜舎環境は常に意識 (廃材等を放置しない トラクター・作業機等は適宜洗浄)
経営のいい農家ほど、美的 (花壇等)
堆肥の少量配布も効果的 (家庭菜園に喜ばれる)
いい飼養管理は周りにも迷惑にならない (ニオイ)